|  |
| --- |
|  |

 　　　　**修　繕　契　約　書**

１　修繕名

２　修繕場所　　　　美作市　　　　　　地内

３　修繕内容　　　　別紙のとおり

４　修繕期間　　　　着手　　令和 　　 年　 　 月 　　 日

完成　　令和 　　 年 　　 月 　　 日

５　修繕金額　　　　￥　　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　　　￥　　　　　　　　円

（［　］の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。）

６　契　約　保　証　金

上記の修繕について、発注者　美作市（以下「甲」という）と受注者

（以下「乙」という）とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって修繕契約を締結する。

（総　　則）

第１条　甲及び乙は、この契約書及び別紙の修繕内容により、この契約を信義に従い誠実に履行するものとする。

２　この契約書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等修繕目的を完成するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　乙は、修繕の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第４条　乙は、甲に対して下請負人につきその名称その他甲が必要と認める事項を直ちに届けなければならない。

（修繕の変更、中止等）

第５条　甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、修繕内容を変更し、又は修繕の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、修繕期間若しくは修繕金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

２　修繕期間又は修繕代金額の変更は、甲乙協議して定める。

（乙の請求による修繕期間の延長）

第６条　乙は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により修繕期間内に修繕を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって修繕期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定めなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第７条 修繕の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

２　修繕の施工について通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは乙がこれを負担する。

（修繕金額の変更に代える修繕内容の変更）

第８条　甲は、第５条の規定により修繕金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、修繕金額の増額の全部又は一部に代えて修繕内容を変更することができる。この場合において、変更すべき修繕内容は、甲乙協議して定める。

（検査及び引渡し）

第９条　乙は、修繕が完成したときはその旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に乙の立会のうえ修繕の完成を確認するための検査を行わなければならない。ただし、乙が検査に立会わないときは、甲のみで、これを行うことができる。この場合においては、甲又は検査員は当該検査の結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

３　修繕目的物の所有権は、前項の規定による検査に合格したときをもって甲に移転するものとし、移転と同時に甲に当該物件の引渡しを受けたものとみなす。

４　乙は、修繕が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては修補の完了をもって修繕の完成とみなして前３項の規定を適用する。

５　甲は、第２項及び第４項の検査にあたり修繕の施工が修繕内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認めたときは、修繕の施工部分をとりこわして検査することができる。この場合において、検査及び復旧に要した費用は乙の負担とする。

（修繕代金の支払）

第１０条　乙は、前条第２項又は第４項の検査に合格したときは、書面をもって修繕代金の支払いを請求することができる。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に修繕代金を支払わなければならない。

第１１条　この契約（変更契約を含む。）の締結に必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（補　則）

第１２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

　本契約の締結の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

 令和 　　 年 　　 月 　　 日

 発　注　者　 甲　　　岡山県美作市栄町３８番地２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　美作市

 発　注　者　 甲　　　　　美作市長

 受　注　者 　乙　　　住　所

氏　名